

仙台市事業協同組合に係る入札参加資格審査の特例実施要領

(平成 12 年 4 月 28 日財政局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁。以下「登録要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、本市が工事請負契約の締結に当たって実施する競争入札に関して行う事業協同組合に係る入札参加資格の審査の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領中「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の行う官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領中「審査対象者」とは、当該事業協同組合が、次の各号の全てに該当する者のうちから、この要領の規定による特例計算の適用を希望する工事種目（登録要綱別表 1 に掲げる種目のうち当該事業協同組合が登録の申請をしたものに限る。）ごとに指定した者をいう。この場合において審査対象者の数は、10 を超えてはならない。

- (1) 当該事業協同組合の組合員であること
- (2) 当該事業協同組合の理事である者、又は当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (4) 当該工事種類に対応した建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、同法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること

3 この要領中「経営状況の評点」とは、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する通知書（以下「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」という。）中に記載された経営状況に係る評点（Y 評点）をいい、「その他の審査項目の評点」とは、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書中に記載されたその他の審査項目（社会性等）に係る評点（W 評点）をいうものとする。

(特例)

第 3 条 本市が工事請負契約の締結に当たって実施する競争入札に関して、事業協同組合に係る入札参加資格の審査においては、工事請負契約に係る競争入札実施要綱（平成 6 年 6 月 6 日市長決裁）及び登録要綱の規定に関わらず、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値（以下この条において「総合評定値」という。）に代えて、次の各号に定める特例を適用して、建設業法施行規則第 21 条の 3 に規定する総合評定値の算出方法に準じた方法により求められる数値を用いるものとする。

- (1) 工事種別別完成工事高は、当該事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和を用いる。
- (2) 自己資本額及び建設業従事職員数は、当該事業協同組合及び各審査対象者の自己資本額及び建設業従事職員数のそれぞれの和を用いる。
- (3) 経営状況の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の経営状況の評点の平均値を用いる。
- (4) 技術職員数は、当該事業協同組合及び各審査対象者の技術職員数の和を用いる。
- (5) その他の審査項目の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者のその他の審査項目の評点の平均値を用いる。

(特例の適用)

第4条 前条の規定による計算の特例を受けようとする事業協同組合は、登録要綱に基づく申請に併せて、事業協同組合特例計算適用申請書〔様式第1号〕を提出しなければならない。

2 前項の事業協同組合特例計算適用申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 官公需適格組合であることを証明する書面の写し
- (2) 審査対象者の商号又は名称、住所、並びに代表者及び役員の氏名を証する書類
- (3) 審査対象者の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書
- (4) 審査対象者が希望する工事種目に関して建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面の写し

3 第1項の事業協同組合特例計算適用申請書の提出がなされた場合、市長は特例の適用の可否について審査を行い、当該審査の結果及び前条の規定に基づく特例計算の適用後の数値を当該事業協同組合に通知するものとする。

(変更の届出等)

第5条 第3条の特例の適用を受けた事業協同組合は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 官公需適格組合でなくなったとき
- (2) 審査対象者が第2条第2項各号のいずれかに該当しないこととなったとき
- (3) 前条第2項第2号に掲げる事項に異動の生じたとき

2 事業協同組合から前項の届出がなされた場合において必要があると認めるときは、市長は特例計算適用後の数値を変更し、又は特例計算の適用を取り消すものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際現に仙台市競争入札参加資格を有している事業協同組合に関する特例計算の適用については、第4条第1項の規定に関わらず、実施後必要な期間を定めて、臨時に特例計算適用申請を受け付けるものとする。

附 則 (平成18年2月21日改正)

この改正は、平成18年2月24日から実施する。

附 則 (平成19年6月30日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市事業協同組合に係る入札参加資格審査の特例実施要領は、平成19年7月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月14日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

[様式第1号]

事業協同組合特例計算適用申請書

平成 年 月 日

(あて先)

仙 台 市 長
仙台市水道事業管理者
仙台市ガス事業管理者
仙台市交通事業管理者
仙台市病院事業管理者

組合の住所 _____

組合の名称 _____

「仙台市事業協同組合に係る入札参加資格審査の特例実施要領」に基づく特例計算の適用を下記により受けたいので、別添の書類とともに申請します。

記

特例計算の適用を希望する工事種類				
審査対象者	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			